

いのち支える留萌市自殺対策行動計画

平成31年3月

北海道 留萌市

はじめに

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、平成 29 年 7 月には自殺総合対策大綱の見直しが行われました。この大綱の中で、地方公共団体は国と連携しながら、各関係機関や団体の方々と緊密に連携・協働しながら、自殺対策を推進することがうたわれています。

留萌市においても、平成 24 年から 28 年までの 5 年間で 28 人も市民が自ら尊い命を絶ってしまいました。特に 40 歳代、50 歳代の働き盛りの男性の自殺が多く、市を挙げた取り組みが必要という認識に立っております。

現在、市役所庁内におきましては、既存の事業を最大限活用した部署横断的な支援体制の構築を図り、また市民一人ひとりがこころの健康づくりの大切さを意識し、自分自身の問題のみならず、市全体の問題としてお互い支え合っていく仕組みを構築するため、各関係機関や団体の皆様と連携しながら、総合的な自殺対策の推進を目指す決意しております。

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、それは地域づくりそのものです。誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指すためには、市民の皆様はもとより、様々な方々とのネットワークづくりが必要となります。

今回策定する計画をその第一歩として、留萌市民、企業、町内会・団体、行政のつながりを強化し、「オール留萌」で対策を講じていくことで、「自殺なき留萌」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、皆様の最大限のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

留萌市長 中西俊司

目次

I	いのち支える留萌市自殺対策行動計画について	
I-1	自殺対策計画策定の趣旨など	2
I-2	計画の位置づけ	4
I-3	計画の期間	5
I-4	計画の数値目標	5
II	留萌市の自殺の現状	
II-1	留萌市の自殺の現状	7
III	いのち支える自殺対策における取り組み	
III-1	基本方針	13
III-2	施策体系	15
III-3	基本施策	16
	1) 地域におけるネットワークの強化	16
	2) 自殺対策を支える人材の育成	17
	3) 住民への啓発と周知	18
	4) 生きることの促進要因への支援	19
	5) 若年者への支援強化	20
III-4	重点施策	21
	1) 勤務・経営	21
	2) 高齢者	22
	3) 無職者・失業者・生活困窮者	23
III-5	生きる支援関連施策	24
IV	自殺対策の推進体制など	
IV-1	自殺対策組織の関係図	37
V	資料編	
	・いのち支える庁内連携	40
	・留萌市いのち支える自殺対策推進検討委員会設置要綱	44
	・自殺対策基本法	46

I いのち支える留萌市自殺対策行動計画について

I-1 自殺対策計画策定の趣旨など

留萌市では、「第2次留萌市健康づくり計画～いきいき健康 増やそう笑顔～」に基づき、市民一人ひとりが生涯を通してこころ豊かで健やかな生活を送るため、個人、家庭、地域、学校、職場などが、ともに力を合わせ健康づくりの推進に取り組むことを目指しています。

この計画で「休養・こころの健康」として自殺防止対策を掲げておりますが、平成28年に改正された自殺対策基本法において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情などを勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする（第13条）」とされ、より詳細な自殺対策の計画を策定することとなりました。

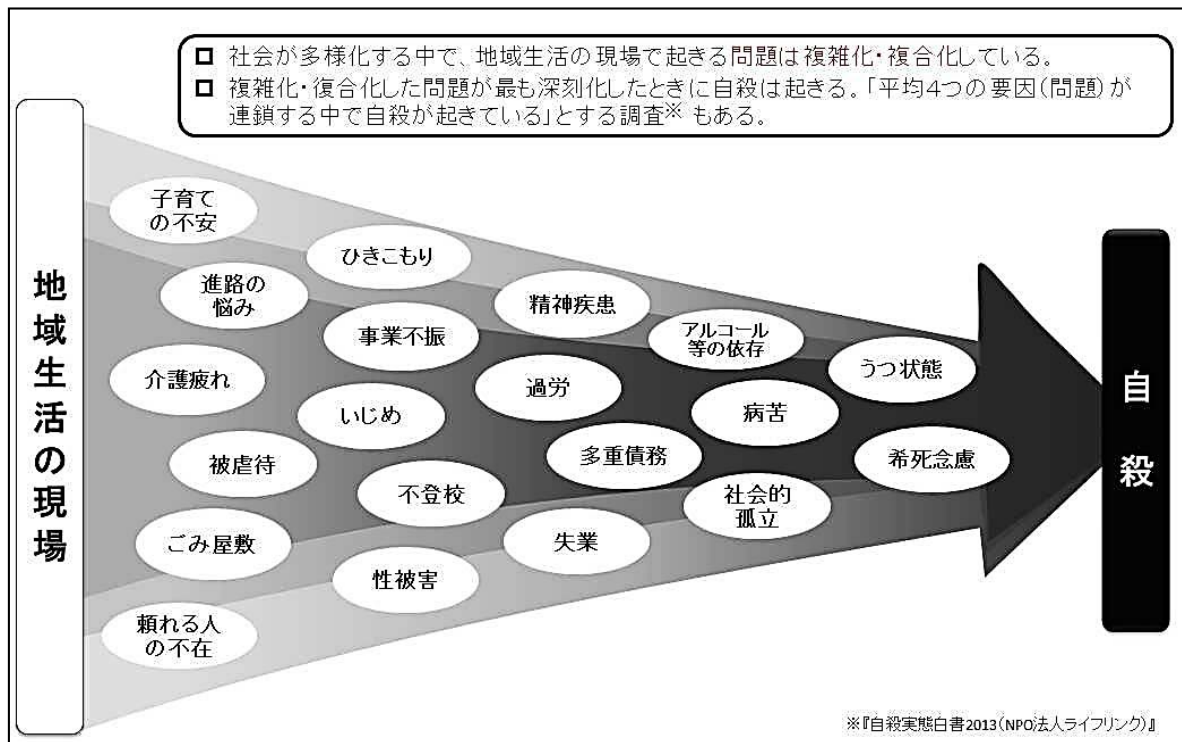
自殺対策基本法は第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族などの支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危機要因イメージ図：図1参照）。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

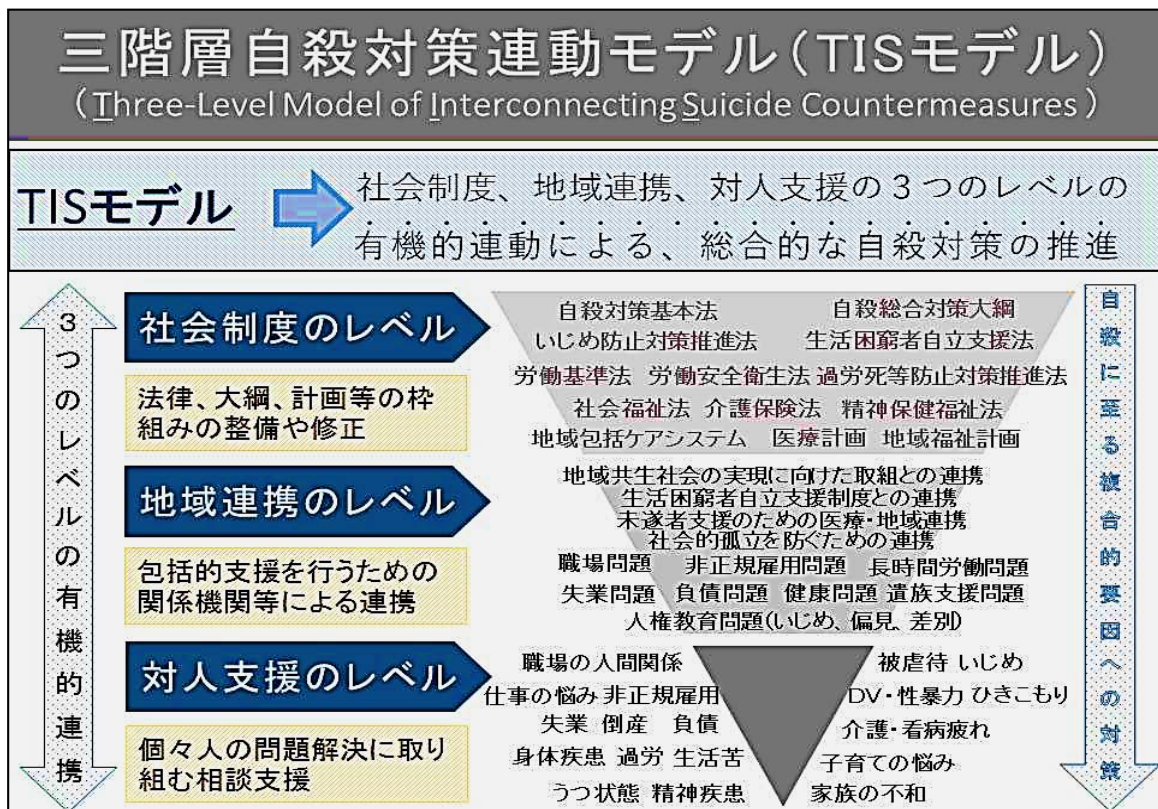
そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（同法第2条）。

当市は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「いのち支える留萌市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

【図1】自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



【図2】三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



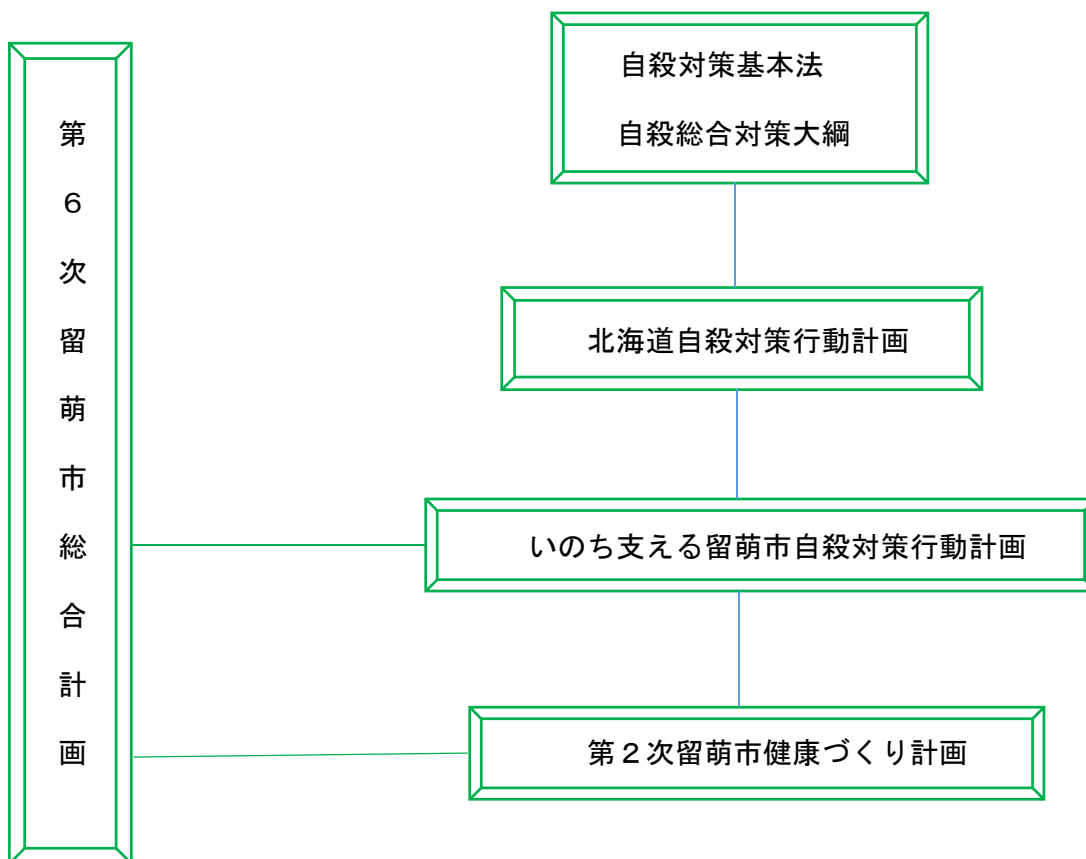
I-2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、留萌市における実情（地域自殺実態プロフィール*から得られた情報）を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「北海道自殺対策行動計画」「第6次留萌市総合計画」「第2次留萌市健康づくり計画」との整合を図ります。

*地域自殺実態プロフィールとは…

国の機関である自殺総合対策推進センターが作成。過去5年の自殺統計や国勢調査などの基礎資料を活用し、性別、年齢別、職業・同居の有無別などの実態を評価し、「背景にある自殺の危機経路」について分析したもの。

【図3】計画の位置づけ図



I-3 計画の期間

この計画の期間を、平成 31 年度から平成 35 年度(2023 年度)までの 5 年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

I-4 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」では、平成 38 年(2026 年)までに平成 27 年と比べて自殺死亡率を 30%以上減少させることとしています。

留萌市の自殺統計による自殺者数は、5.6 人(自殺死亡率 24.0) (平成 24 年度～28 年度平均)となっています。

国の目標は、10 年後までに 30%以上の減少としていることから、留萌市の数値目標は 5 年後までに 15%以上の減少とし、自殺者数 4.8 人(自殺死亡率 20.4) 以下(平成 31 年度～35 年度(2023 年度)平均)とします。

Ⅱ 留萌市の自殺の現状

Ⅱ-1 留萌市の自殺の現状

留萌市における自殺の特徴の上位3区分の性・年代などの特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、自殺実態プロファイルにおいて重点施策として推奨されたものは、以下のとおりです。

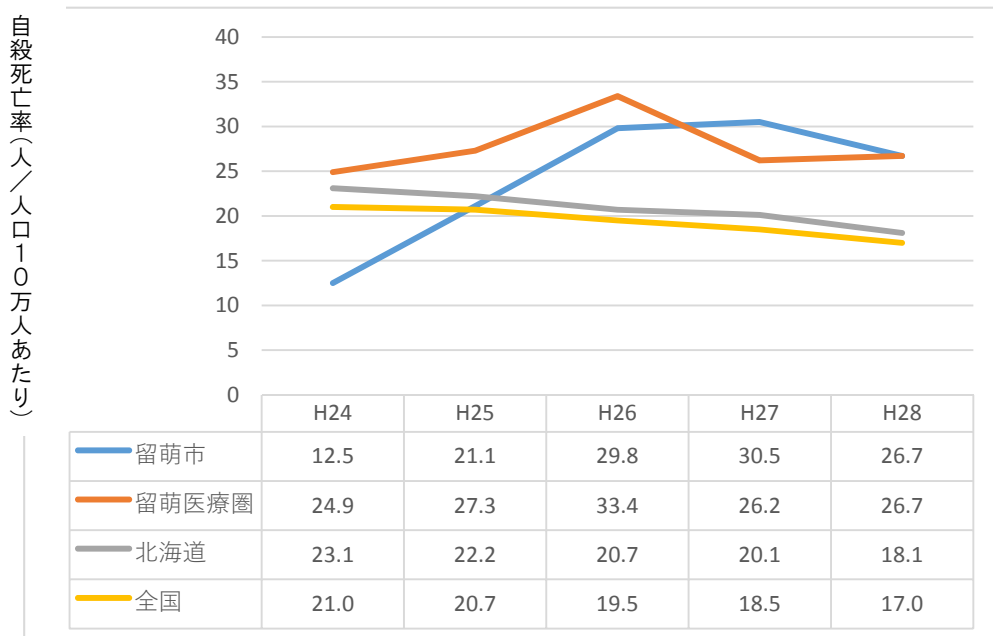
勤務・経営

高齢者

無職者・失業者・生活困窮者

1) 自殺死亡率の年次推移

【グラフ1】自殺死亡率の年次推移



*地域自殺実態プロファイルから作成

国、北海道の自殺死亡率は減少しています。しかし、市では大きく増減を繰り返しており、減少には転じていません。

*自殺死亡率とは…

$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口(10月1日現在)}} \times 100,000 \text{ 人}$$

2) 男女別・年齢別死亡状況

【表 1】 男女別・年齢別死亡状況

		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H24~28 合計(人)
自殺者数	総数	3	5	7	7	6	28
男性	合計	2	2	4	7	6	21
女性	合計	1	3	3	0	0	7
男性	20歳未満	0	0	0	0	0	0
	20歳代	0	0	0	1	0	1
	30歳代	1	0	0	1	1	3
	40歳代	0	1	2	1	1	5
	50歳代	1	0	0	2	3	6
	60歳代	0	1	1	0	1	3
	70歳代	0	0	0	2	0	2
	80歳以上	0	0	1	0	0	1
女性	20歳未満	0	1	0	0	0	1
	20歳代	0	0	0	0	0	0
	30歳代	0	0	0	0	0	0
	40歳代	1	0	0	0	0	1
	50歳代	0	1	1	0	0	2
	60歳代	0	1	0	0	0	1
	70歳代	0	0	1	0	0	1
	80歳以上	0	0	1	0	0	1

※40～50歳代の自殺が多い。

*地域自殺実態プロファイルから作成

3) 自殺の特徴

ア 地域の自殺の特徴

【表2】地域の主な自殺の特徴 特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計）

上位5区分	自殺者 5年計	割合	自殺死亡率*1 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路*2
1位:男性 40～59歳有職同居	8	28.6%	79.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上有職同居	4	14.3%	63.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳無職同居	2	7.1%	226.4	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上無職同居	2	7.1%	20.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
5位:女性 60歳以上無職同居	2	7.1%	13.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

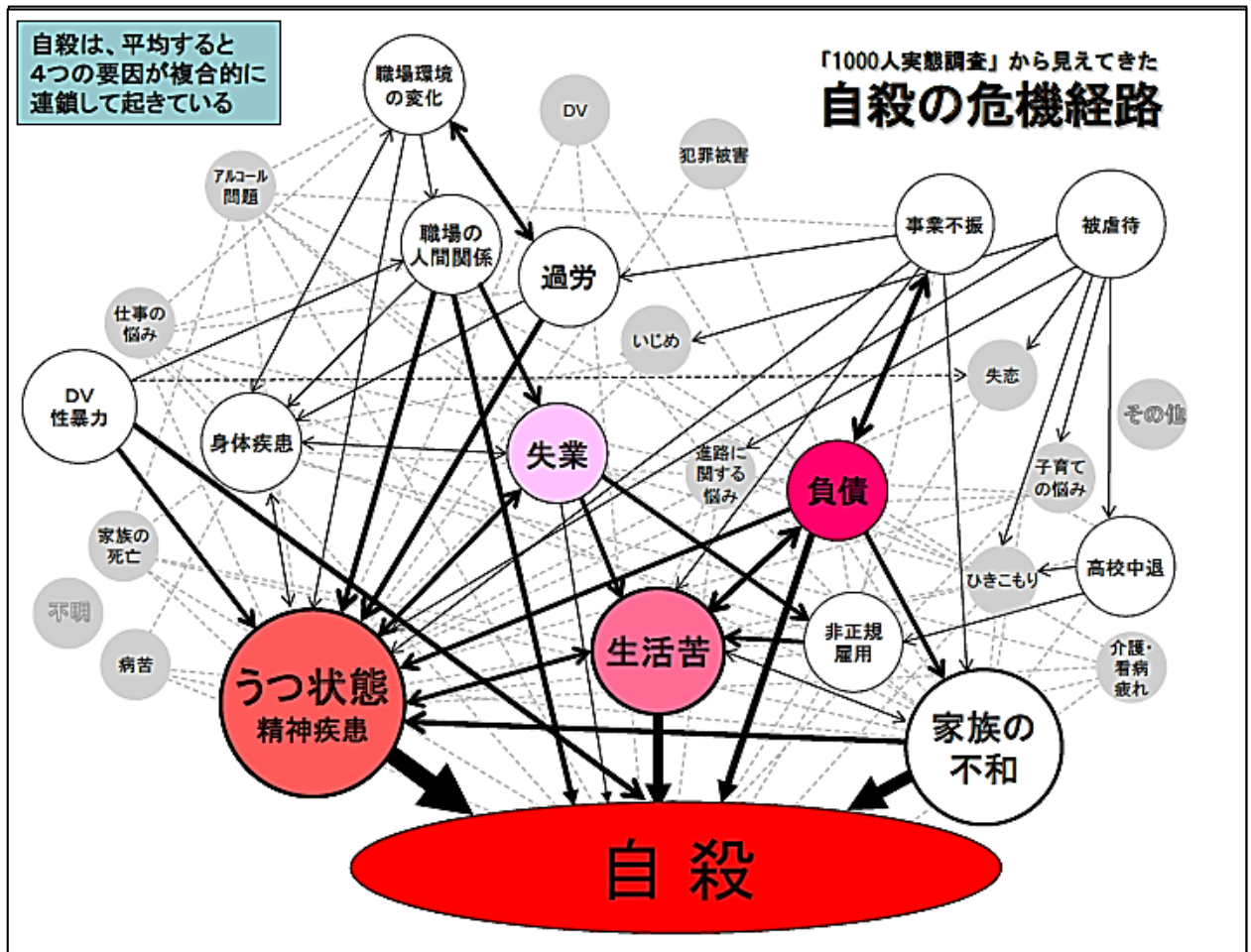
※ 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*1 自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

*2 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

*地域自殺実態プロフィールから作成

【図4】「背景にある主な自殺の危機経路」（自殺総合対策推進センター資料）



4) 自殺の特性の評価

【表3】自殺の特性の評価

	指標	ランク		指標	ランク
総数 ¹⁾	24.0	★	男性 ¹⁾	37.7	★a
20歳未満 ¹⁾	5.9	★★★a	女性 ¹⁾	11.5	-a
20歳代 ¹⁾	11.0	-a	若年者(20～39歳) ¹⁾	17.8	-a
30歳代 ¹⁾	22.5	★a	高齢者(70歳以上) ¹⁾	18.8	-
40歳代 ¹⁾	40.4	★★a	勤務・経営 ²⁾	28.8	★★
50歳代 ¹⁾	51.5	★★★a	無職者・失業者 ²⁾	55.3	★a
60歳代 ¹⁾	19.9	-	ハイリスク地 ³⁾	107%/+2	-
70歳代 ¹⁾	18.4	-	自殺手段 ⁴⁾	29%	-
80歳以上 ¹⁾	19.5	-			

1) 自殺統計にもとづく自殺率(10万対)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

2) 特別集計にもとづく21～59歳を対象とした自殺率(10万対)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

3) 自殺統計にもとづく発見地÷住居地(%)との差(人)。自殺者(発見地)1人の減少でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく首つり以外の自殺の割合(%)。首つり以外の割合が多いと高い。

* 地域自殺実態プロフィールから作成

ランクの標章

ランク	
★★★/☆☆	上位10%以内
★★/☆	上位10～20%
★	20～40%
—	その他
**	評価せず

※市区町村について全国市区町村に対するランクを評価した。

Ⅲ いのち支える自殺対策における取り組み

Ⅲ-1 基本方針

平成 29 年 7 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、市では、次の 5 点を自殺対策における「基本方針」とします。

1) 生きることの包括的な支援の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉などの各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを推進します。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、自殺のリスクを抱えた個人などに支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備などを通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。

社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取り組みを、強力かつ総合的に推進していくことが必要とされています。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発などの「事前対応」と現におこりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、

それに自殺や自殺未遂が発生してしまった場合などにおける「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じます。

4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることを含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医などの専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていただけるよう、広報活動、教育活動などに取り組みます。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、国や北海道、留萌保健所、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進します。

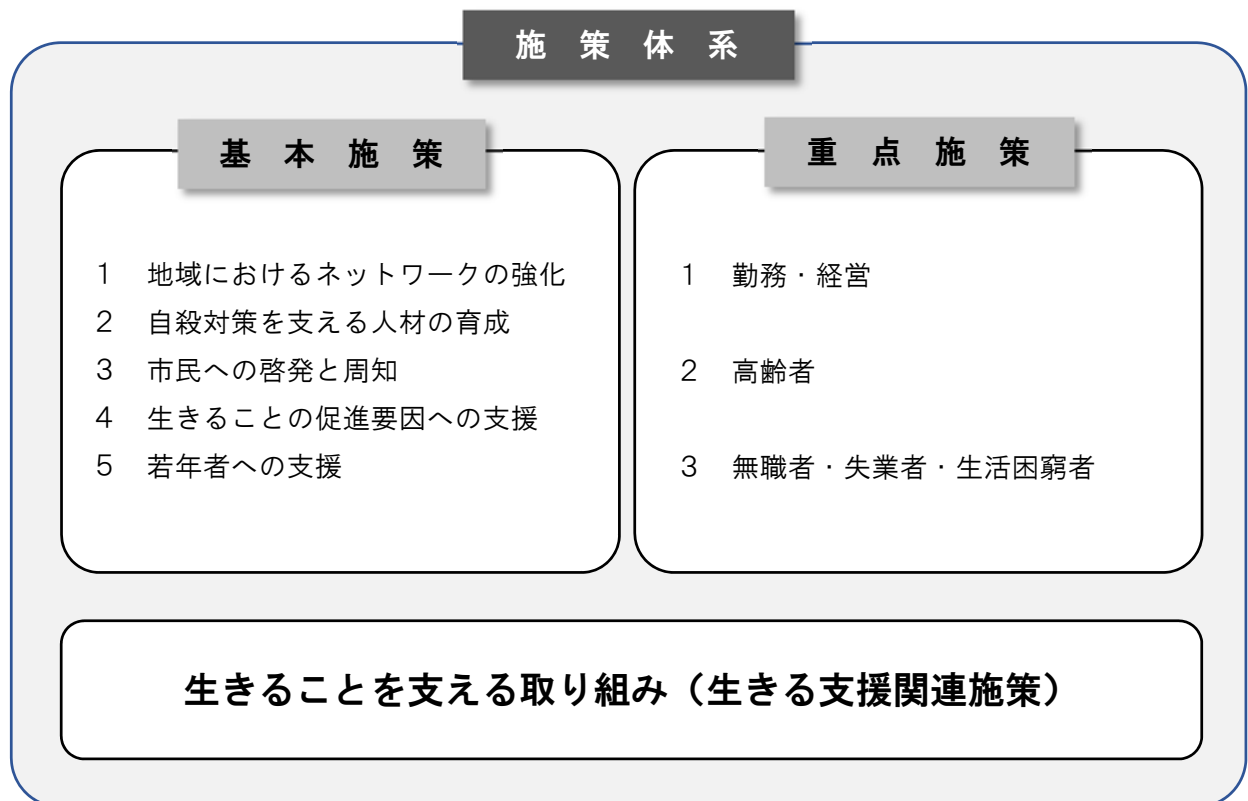
そのために、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取り組みを進めます。

Ⅲ-2 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

【図5】施策体系図



Ⅲ-3 基本施策

1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取り組みが、地域におけるネットワーク強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワークなどと自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

ア 庁内における連携・ネットワークの強化

庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、留萌市いのち支える自殺対策推進検討委員会を開催します。

イ 庁外における連携・ネットワークの強化

北海道留萌保健所管内における自殺の現状、特徴や各関係機関の取り組み状況などに関する情報を共有するため、関係機関ネットワークを構築するとともに、社会資源の有効活用や各機関相互の連携、効果的な対策を検討し、自殺者数の減少を目的とする留萌地域自殺予防対策推進連絡会議に参加し、連携強化します。

ウ 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者などを庁内各部署が連携して支援できるよう、情報共有のためのツールなどを活用するなど、関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。

●評価指標

評価項目	現状値（H29）	H35(2023年)までの目標値
留萌市いのち支える自殺対策推進検討委員会の開催	(H30 年度設置)	年1回
留萌地域自殺予防対策推進連絡会議への参加	年1回	年1回

2) 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。市では自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象とした研修などを開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

ア ゲートキーパー養成講座の開催（市職員向け）

窓口における各種相談対応や、税金、保険料などの徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成していきます。

イ ゲートキーパー養成講座の開催（一般市民向け）

ゲートキーパーは、様々な分野において問題を抱えて自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。地域における見守り体制強化のため、一般市民を対象とした、ゲートキーパー養成講座を開催していきます。

●評価指標

評価項目	現状値（H29）	H35(2023年)までの目標値
ゲートキーパー養成講座の開催	なし	年1回以上

3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には、相談できる場所があるということを啓発・周知していきます。

ア リーフレット・啓発グッズの作成と周知

- ・相談先情報を記載したリーフレットの配布
- ・公共施設など、市民が利用する場所へのリーフレット配置

イ 自殺予防週間の実施

- ・保健福祉センターはとふるにおいて、年1回パネルポスター展の実施

ウ 心の健康づくり講演会の開催

- ・保健福祉センターはとふるにおいて、年1回講演会の実施

●評価指標

評価項目	現状値 (H29)	H35(2023年)までの目標値
リーフレット・啓発グッズの作成と周知	年1回	年1回
自殺予防週間の実施	年1回	年1回
心の健康づくり講演会の開催	年1回	年1回

4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくりに関する対策を推進していきます。

ア 居場所づくり活動

地域にある居場所活動などについて把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいつくり活動を支援します。

●評価指標

評価項目	現状値 (H29)	H35(2023年)までの目標値
老人クラブ加入率	11.4%	現状維持
親子交流ひろばの開催回数	960回	現状維持
町内会加入率	77.5%	80.0%

*老人クラブ加入率の現状値は、会員総数(4月1日)／住基65歳以上人口(3月末)。

*介護予防事業延べ参加率の現状値は、介護予防事業の参加延人数／高齢者人口(3月末)。

*親子交流ひろばの開催回数は、平成29年度実績(子育て支援センター、児童センター6カ所の合計)。

*町内会加入率は、加入世帯数(現況調査)／住基総世帯数(3月末)。

5) 若年者への支援強化

若年者が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処法を身につけるための教育や不登校・ひきこもりなど社会から孤立している若年者がSOSを出したときに、それを受け止めることができる身近な大人を地域に増やす取り組みを推進していきます。

ア SOSの出し方に関する教育

イ ゲートキーパー養成講座の開催（再掲）

●評価指標

評価項目	現状値（H29）	H35(2023年)までの目標値
ゲートキーパー養成講座の開催 （再掲）	なし	年1回以上

Ⅲ-4 重点施策

1) 勤務・経営

市では働き盛りの男性における自殺が課題となっています。40歳からの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また業績不振、職場の人間関係、失業、病気、親の介護などが主な自殺の危機経路となっています。

こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要とされています。

このことから、自殺対策を「生きる支援」ととらえ、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりを推進していきます。

ア ゲートキーパー養成講座の開催（再掲）

イ 職場のメンタルヘルス対策の推進

留萌市の事業所は、97.4%が労働者数 50 人未満の小規模事業所です。このような事業所は、メンタルヘルス対策が遅れていることが指摘されています。

ウ 企業の「健康経営」の推進

「健康経営」とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。

従業員の健康管理・健康づくりの推進は、単に医療費という経費の節減のみならず、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメージの向上などの効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとしても重要です。

従業員の健康管理者は経営者であり、その指導力の下、健康管理を組織戦略に則って展開することがこれからの企業経営にとってますます重要になっていくものという考えです。

●評価指標

評価項目	現状値（H29）	H35(2023年)までの目標値
ゲートキーパー養成講座の開催 (再掲)	なし	年 1 回以上

2) 高齢者

高齢者の自殺については、退職による失業、介護の悩み、病気、配偶者との別れなどが主な自殺の危機経路となっています。

市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援などを適切に活用し、高齢者の居場所づくりや社会参加といった生きることの包括的支援としての施策を推進していきます。

ア ゲートキーパー養成講座の開催（再掲）

イ 包括的な支援のための連携の推進

地域ケア会議などの関係機関や団体の会議を通して、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めていきます。

ウ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

町内会活動や老人クラブ活動などへの社会参加を促し、孤独や孤立を予防し、生きがいを推進していきます。

●評価指標

評価項目	現状値（H29）	H35(2023年)までの目標値
ゲートキーパー養成講座の開催（再掲）	なし	年1回以上
町内会加入率（再掲）	77.5%	80.0%
老人クラブ加入率（再掲）	11.4%	現状維持

3) 無職者・失業者・生活困窮者

失業や介護疲れ、人間関係の構築が上手にできない、ひきこもりなど多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援などと連動させて効果的な対策を進めていきます。

ア 生活困窮者自立支援事業による支援

イ ゲートキーパー養成講座の開催（再掲）

ウ 無料法律相談の開催

●評価指標

評価項目	現状値（H29）	H35(2023年)までの目標値
ゲートキーパー養成講座の開催 （再掲）	なし	年1回以上
無料法律相談の開催回数	12回	現状維持

Ⅲ-5 生きる支援関連施策

1) 生きる支援関連施策 決定までのプロセス

庁内の事務事業のすべてを対象に、いのち支える自殺対策における取り組みの基本施策及び重点施策に関連する事業を洗い出しました。

2) 生きる支援関連施策（平成 30 年度：137 事業）

これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、市の基本施策（5 項目）及び重点施策（3 項目）に基づき、関連あるものとして分類しています。

3) いのち支える庁内連携

市役所の窓口に来た市民の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したらよいか分からない人、相談ごとをたくさん抱えている人など様々な人がいます。庁内の横の連携で、そのような市民を支援していく仕組みを取り入れます。

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業・生活困窮者	勤務・経営
社会福祉課	001	行旅病人等扶助費	行旅中の病人等に対する、応急保護としての扶助	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●				
	002	その他社会福祉事業	保健福祉苦情処理委員会などその他の社会福祉事業	▼活動に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	003	民生委員事業	民生委員に関する事業	▼住民の生活上の問題に関する相談に応じることにより、必要あれば関係機関へつなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●			●				
	004	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会に対する補助事業	▼活動に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●				
	005	精神障害者社会復帰支援事業補助金	精神障害者が社会復帰施設に通所する経済的負担を軽減するため、通所者に交通費を助成	▼申請に際し、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	006	障害支援区分認定審査会事業	障害支援区分認定調査のための経費及び留萌市増毛町小平町市町村審査会開催のための経費	▼障害支援区分認定調査・概況調査による情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより、生きることへの包括的支援(自殺対策)の拡充を図ることができる。	●			●				
	007	障害者自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援給付費及び支払手数料	▼申請に際し、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	008	障害者自立支援医療給付事業	障害者総合支援法に基づく更生医療、育成医療、療養介護医療給付費及び支払手数料	▼申請に際し、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	009	障害者補装具費支給費	失われた機能を補い日常生活や職場生活を容易にするため、義肢・装具・補聴器などを支給	▼支給に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	010	障害者地域生活支援事業	国の要綱に基づき実施する、手話通訳者派遣、移動支援、日常生活用具の給付などに要する経費	▼給付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	011	障害者基幹相談支援事業	障害者などの各種ニーズに対応する総合的かつ専門的な相談支援を行うために要する経費	▼相談に際し、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●				
	012	障害者相談支援事業	障害者などが必要な福祉サービス確実に享受できるよう、その相談支援に要する経費	▼相談に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●				
	013	障害者社会参加活動支援事業	障害者関係9事業所の連携により運営している、ソーシャルスペースゆへの活動に要する経費	▼関係団体の連携により、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●				
	014	身体障害者福祉事業	重度障害者に対するハイヤー運賃の助成に要する経費	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8	
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業・生活困窮者	勤務・経営	
社会福祉課	015	特別障害者等手当支給事業	特別障害者手当、障害児福祉手当の資格審査時の嘱託員報酬	▼専門的な診断から実情を把握し、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●					
	016	特別障害者等手当扶助費	日常生活において常時の介護を必要とする障害者・児に対して支給する手当に要する経費	▼障害児を養育・監護している世帯は経済的・精神的負担が大きく、自殺リスクも高まる可能性があり、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●					
	017	障害児通所等給付事業	児童福祉法に基づき給付する児童発達支援、放課後等デイサービスなどに要する経費	▼給付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●					
	018	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費	小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台などの日常生活用具を給付するために要する経費	▼給付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●					
	019	自立相談支援事業	生活困窮者に対する自立相談支援事業	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●			●				●	
	020	住居確保給付金	生活困窮者世帯に対し、有期で家賃相当額を給付する事業	▼給付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				●	
	021	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯を中心に、学習支援及び日常生活習慣などの支援事業	▼支援に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			●	
	022	その他生活保護事業	生活保護嘱託医委託など、その他の生活保護関連事業	▼専門的な診断書などから実情を把握し、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●					
	023	被保護者就労支援事業	被保護者に対する就労支援、自立促進事業	▼就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた者にも対応できるような支援体制を整えられれば、生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。				●				●	
	024	生活保護扶助費	生活保護受給者に対する扶助	▼扶助に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				●	
介護支援課	025	介護保険事業	介護保険制度に関する事務	▼保険証の交付や各種給付・助成に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●	●	●	
地域包括支援センター	026	老人保護措置費	養護老人ホームに措置入所にかかる経費	▼手続きの中で、本人や家族などとの接触の機会があり、問題状況などの聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。				●			●		
	027	デイサービスセンターはーとふる運営事業	介護認定者などを対象とし、通所による食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を実施	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●			●		
	028	緊急通報システム事業	健康に不安のある高齢者などの日常生活の安全確保を図るため、緊急通報システム機器を設置	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●			●		

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業・生活困窮者	勤務・経営
地域包括支援センター	029	高齢者除雪サービス事業	病気などで自力での除雪が困難な高齢者を対象に玄関前から公共道までの生活道路を確保を実施	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●		●		
	030	老人クラブ等運営費補助金	市内で活動する単位老人クラブの活動費、新規設立時の事務費、各老人クラブ間の交流のため、各種事業を企画運営する老人クラブ連合会の運営経費の一部を補助	▼老人クラブ活動を育成することは、包括的な生きる支えとなり得る。	●			●		●		
市民課	031	市民相談事業	一般市民相談業務と留萌人権擁護委員協議会負担金の事務	▼本人や家族からの相談時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●	●	●	●
	032	無料法律相談事業	旭川弁護士会と協力し、月1回無料の法律相談会の開催	▼本人や家族からの相談申込み時に、法律相談以外の問題があれば関係機関を紹介するなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●	●	●	●
	033	心身障害者等医療費助成事業	医療費助成事業実施に係る事務費など	▼助成に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	034	重度心身障害者医療給付事業	医療費支払に係る審査手数料の支払	▼給付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	035	重度心身障害者医療扶助費	重度心身障害者医療受給者に医療費の一部を助成	▼助成に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	036	ひとり親家庭等医療給付事業	医療費支払に係る審査手数料の支払	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。				●	●			
	037	ひとり親家庭等医療扶助費	ひとり親家庭など医療受給者に医療費の一部を助成	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。				●	●			
	038	乳幼児等医療費助成事業	医療費助成事業実施に係る事務費など	▼給付・助成に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	039	乳幼児等医療扶助費	乳幼児等医療受給者の医療費助成、小・中学生の医療費無償化に伴う扶助費及び初期導入経費	▼給付・助成に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	040	国民健康保険事業	国民健康保険制度に関する事務	▼保険証の交付や各種給付・助成に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●	●	●
	041	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療制度に関する事務	▼各種給付の申請の際に、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●	●	●
保健医療課	042	はーとふる管理事業	留萌市保健福祉センター設置条例に基づき運営するための施設の維持管理	▼利用者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●		●		

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業・生活困窮者	勤務・経営
保健医療課	043	保健予防事業	予防接種法に基づき市民の感染症罹患を防止する事業を実施	▼対象者と応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼健康を守るために必要な予防接種に対し、経済的な負担の軽減を図り、安心して子育てできるよう支援する。				●				
	044	母子保健事業	母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る事業を実施	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ▼教室への参加機会を捉えて、命の大切さや性について学び、必要時には適切な機関へつなぐなどの接点として機能させることができる。 会議の開催を通じて、自殺対策の情報共有や関係者同士の連携を深めることにより、問題啓発と研修機会となり得る。				●	●			
	045	特定不妊治療費助成金	北海道特定不妊治療費助成事業の認定者に対し、経済的負担の軽減を図るため、北海道で助成した額の半額を上限に上乘せ助成	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。 健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。 ▼治療に要する経済的な負担の軽減を図り、安心して不妊治療できるよう支援する。				●	●			
	046	健康増進事業	市民の健康づくりを推進するとともに、がんの早期発見、治療による医療費の軽減を図るため、がん検診などの受診を促進する。	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。				●				
	047	食生活改善事業	健康づくりの推進を図るため、市民の食生活改善を促す事業を実施	▼当事者や家族などと対面して応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●				
	048	心の健康啓発事業	自殺者数を減少させるため、市民の心の健康についての普及啓発を実施	▼講座においてテーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。		●	●	●				
	049	母子保健事業(産婦健診費助成)	産後うつなどの防止を図るため、出産間もない時期の産婦に対する健康診査に対する助成及び支援体制の整備を実施	▼健診費用を助成することで経済的な負担が軽減され、いのちを支える支援になり得る。 ▼助成に際して、当事者や家族などと対面して応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	050	看護師等修学資金貸付金	市内の医療機関に将来就職を希望する学生に対する修学資金の貸与	▼若年者などの就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)になり得る。				●	●		●	●
コホートピア推進室	051	コホートピア推進事業	るもいコホートピア構想の推進体制の構築、医学研究のオープンフィールドの構築など	▼健康課題を解決することは、問題の早期発見・早期対応への接点になり、包括的な生きる支えとなり得る。				●				
	052	るもい健康の駅管理事業	るもい健康の駅の維持管理、市民の健康づくり活動の支援、コミュニティづくりなど	▼講座において、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。			●	●				
	053	目のコホート研究事業	40歳以上の留萌市民で研究参加者に対する目の健診及び健康アドバイス、データの電算入力など	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●				
	054	地域リスク介入研究推進事業	65歳以上の独居高齢者の悉皆名簿作成、独居健診の実施、バイオマーカーの研究など	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●		●		

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遭された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8	
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業・生活困窮者	勤務・経営	
経済 港 湾 課	055	観光宣伝物作成事業	観光情報の発信ツールとして民間主体で企画・作成する観光印刷物やPR資材に対して、応分の公的負担を行う。	▼観光振興に資することは、関連する者への、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●				
	056	観光物産PR推進事業	道内外で開催されるイベントなどで、留萌観光・イベントPRの実施や、企業との連携による特産品、観光PRを実施	▼観光振興に資することは、関連する者への、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●				
	057	留萌南部地域広域観光連携協議会負担金	交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、留萌南部の3市町が連携し、深川留萌道全線開通に向けての観光プロモーションを実施	▼観光振興に資することは、関連する者への、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●				
	058	観光ブランド向上販路拡大PR事業	道内外都市圏における留萌観光・特産品・イベントPRの実施	▼観光振興に資することは、関連する者への、包括的な生きる支えとなり得る。					●			●	
	059	西海岸集客力向上事業	西海岸線を活用し、付加価値の高い観光サービスと滞在時間の延長を図る事業を実施	▼観光振興に資することは、関連する者への、包括的な生きる支えとなり得る。					●			●	
	060	中小規模事業指導推進費補助金	中小企業などの経営や技術の改善発展のため、商工会議所に専門員を配置し開設している中小企業相談所実施に対する補助	▼経営上の様々な課題や自殺のリスクとなりかねない問題に関し相談を受けた際には、その職員が気づき役、つなぎ役として役割を担うことで、その他の問題も含めて支援につなげられる可能性がある。	●				●			●	
	061	中小企業特別融資貸付金	「留萌市中小企業特別融資制度要綱」に基づく市内金融機関に対する貸付金	▼経営上の様々な課題や自殺のリスクとなりかねない問題に関し相談を受けた際には、その職員が気づき役、つなぎ役として役割を担うことで、その他の問題も含めて支援につなげられる可能性がある。	●				●			●	
	062	住宅改修促進助成事業	快適な住環境整備と市内建設産業の振興及び雇用の安定を図るため、留萌市住宅改修促進条例に基づき、住宅改修費の一部を助成	▼発注者にとっては、快適な住環境を整えることで生活に潤いをもたらされる。 ▼受注者にとっては、工事を手掛けることによって雇用が生まれ、生活困窮のリスク低減につながる可能性がある。					●	●	●	●	
	063	経済振興対策事業	地域経済に関する新たな情報を収集するとともに、地域振興の取り組みに対して即効性のある支援を実施	▼企業の活性化や新規ビジネスの創出により雇用の場が確保され経済的な課題克服により、いのちを支える支援につながる可能性がある。					●			●	●
	064	南留萌地域通年雇用促進協議会負担金	通年雇用促進支援事業に伴い増毛町・小平町と設立した協議会の負担金	▼通年雇用を促進することによって、季節労働者が抱える問題の早期発見早期対応への接点となる可能性がある。					●			●	●
	065	労働問題相談実態調査事業	安定した雇用の確保及び労働条件の維持改善を図るため、市内勤労者が抱える労働問題の実態を調査	▼経営上の様々な課題や自殺のリスクとなりかねない問題に関し相談を受けた際には、その職員が気づき役、つなぎ役として役割を担うことで、その他の問題も含めて支援につなげられる可能性がある。					●			●	●
	066	地元若者人材育成事業	地域外からのアドバイザーを招聘し、地域ビジネスの創出を学ぶ場を支援するとともに、地元企業のニーズに則した人材(高校生)育成のための講習などを検討	▼地域ビジネスの創出によって雇用の場が確保され、人材を育成する過程において、若者への生きることを支える包括的な支援にもなり得る。					●	●		●	●
	067	消費生活相談事業	北海道消費生活相談指導者の有資格者又は10年以上の指導的役割を担っている複数の会員がいる団体に業務を委託し、留萌市民の消費生活相談などに対応する。	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。					●	●	●	●	●
	068	消費者行政強化事業	悪質商法被害などの未然防止による消費者の安心安全を確保するため、北海道補助金を活用し、消費生活相談体制の充実と強化を図る。	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。					●	●	●	●	●

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業・生活困窮者	勤務・経営
経済港湾課	069	商店街振興組合連合会振興対策事業費補助金	市内の商店街振興組合を統括する組織の運営体制強化及び商店街の活性化を推進する事業に対する補助金	▼経営上の様々な課題や自殺のリスクとなりにかかわらない問題などの相談を受けた際には、その職員が気づき役、つなぎ役としての役割を担うことでその他の問題も含めて支援につなげられる可能性がある。				●			●	●
	070	まちなか賑わい広場運営管理事業	市街地の中心的建物及び地域交通拠点の核であった金市館がラルズプラザの撤退により閉鎖することになったため、施設存続策として管理(家賃)及び運営を実施	▼まちなか賑わい広場を管理することでコミュニティ活動が維持され、生きることの包括的な支援につながり、地域住民の問題の早期発見・早期対応につながる。				●			●	●
農林水産課	071	水産加工業振興事業補助金	水産加工業の維持・発展を図るため、留萌水産物加工協同組合が実施する事業の一部に対する補助金	▼主要産業である水産加工業の維持・発展により雇用の場が継続確保されることで経済的な課題が克服され、いのちを支える支援につながる可能性がある。	●			●				●
	072	水産加工品消費拡大推進事業	「かずの子の日」認定を契機とし、「かずの子のマチ留萌」の知名度向上を図るため、記念事業や水産加工業界との連携により札幌圏及び首都圏での催事販売の実施	▼水産加工品の消費拡大によって雇用の場が確保されることから、いのちを支える包括的な支援にもなり得る。				●			●	●
	073	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域で農業を行う農業者に対する交付金	▼魅力ある中山間地域を創出することは、多面的で安定的な農業経営を行うことができ、収入の確保につながるほか、中山間地域での共同活動により仲間との触れ合いや仲間同士での「気づき」をも期待できることから、いのちを支える包括的な支援になり得る。				●		●	●	●
	074	多面的機能支払交付金	農地・農業用水などの資源や農村環境を守る地域の共同活動に対する交付金	▼農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な安全管理を推進することは、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることから、農業経営の安定化につながると共に、地域の方々との触れ合いや地域住民同士での「気づき」をも期待できることから、いのちを支える包括的な支援になり得る。				●		●	●	●
	075	農業経営基盤強化資金利子負担金	農業経営改善計画に即して効率的・安定的な経営体を目指す農業者の資金借入に際し、その利子の一部負担	▼就農者への経済的支援は生活基盤を安定させ、それ自身が重要な生きることの包括的な支援(自殺対策)となる。また、資金の貸付窓口などが農業協同組合であることから関係機関からの情報も期待できる。	●			●				●
	076	経営所得安定対策直接支払推進事業補助金	恒常的に販売価格が生産費を下回っている作物を対象に、生産コストの赤字分を直接支払により補てん	▼農業者への経済的支援は生活基盤を安定させ、それ自身が重要な生きる支援(自殺対策)である。 ▼交付申請書受付時に、当人と対面し聞き取り等を行うことが可能なことから、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る。	●			●			●	●
	077	青年就農補助金	就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を助成	▼新規就農者への経済的支援は生活基盤を安定させ、それ自身が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また、様々な関係機関が営農支援に関わることや、営農に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年新規就農者からの相談を受ける体制を取れることから、若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。	●			●	●		●	●
	078	新規就農者支援事業	新たに農業を営む者に対し、収入が安定していない初期の営農を支援	▼新規就農者への経済的支援は生活基盤を安定させ、それ自身が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また、様々な関係機関が営農支援に関わることや、営農に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年新規就農者からの相談を受ける体制を取れることから、若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。	●			●			●	●
	079	畜産防疫啓発事業	畜産防疫を啓発するため、各牛舎へ畜産用殺菌消毒薬を配布	▼畜産の防疫を行うことにより安心安全な肉牛の生産が可能になり、安定的な農業経営を行うことができ、いのちを支える包括的な支援にもなり得る。				●				●

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8	
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業・生活困窮者	勤務・経営	
農林水産課	080	農村交流センター管理事業	農村交流センターの運営管理に関する経費	▼地域の農産物等の加工、開発、研究を通じ、都市住民と農業者との交流の場を提供することは、農業の活性化を図ることができることから、いのちを支える包括的支援にもなり得る。 ▼また、当施設は地域の町内会館の役割も果たしていることから、地域におけるコミュニケーションの増進に寄与することからも、いのちを支える包括的支援にもなり得る。	●		●	●	●	●	●	●	
	081	新規就農者支援住宅管理事業	新規就農者支援住宅の維持管理に関する経費	▼新規就農者に住宅を支援することは、生活の基盤を支える意味で、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。				●			●	●	
	082	幌糠農業・農村支援センター管理事業	幌糠農業農村支援センターの運営管理に関する経費	▼幌糠農業・農村支援センターは、農業の担い手の育成及び農業や地域の課題解決、さらには、農業農村の理解を深める体験交流の推進などを通じて、地域の農業、農村の活性化に資する活動を支援することを目的として設置されたものであり、包括的な生きる支えとなり得る。	●		●	●	●		●	●	
	083	南るもい米PR事業(ゼロ予算)	地産地消の意識高揚及び消費拡大、ブランド化の推進を図るため、高品質米である「南るもい産米」のPRを地域で実施	▼米は、留萌の基幹作物であり、その消費拡大は、生きる支えとなり得る。			●	●			●	●	
	084	農業競争力基盤強化特別対策事業負担金	生産基盤の整備及び水田農業の根本をなす水利施設の整備などの基盤整備事業を実施。また、市と道の連携による特別対策を実施	▼農業の基盤を整備することは、生活の基盤を支える意味で、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。				●				●	
	085	森林整備地域活動支援交付金	森林経営計画作成促進及び森林施業集約化に対する支援	▼森林の計画的に集約施業を行うことにより、将来が期待できる良質な私有林が確保され、収入へと結び付くことから、生きる支えとなり得る。				●					●
	086	市有林整備事業	市有林における造林・間伐などの各種施業の実施	▼市有林での各種施業の実施により、林業従事者など関係者の生きる支えとなり得る。				●				●	●
	087	ふるさとの森育成事業補助金	森林所有者の森林施業に対する道及び市の上乗せ補助、並びに市単独の上乗せ補助	▼森林の計画的な施業を行うことにより、将来が期待できる良質な私有林が確保され、収入へと結び付くことから、生きる支えとなり得る。				●					●
	088	漁業近代化資金利子補給金	漁業等水産施設の整備拡充を図り、経営の近代化を促進しようとする市内漁業者などに資金を貸し付ける金融機関に対し、利子補給を実施	▼漁業者への経済的支援は生活基盤を安定させ、それ自体が重要な生きることの包括的支援(自殺対策)である。				●					●
089	共同調査試験研究事業	留萌市水産業の振興を図るため、産学官連携による共同調査試験研究事業を展開	▼産学官の連携により水産業の振興を図ることによって、漁業者の所得向上を目指すことから、漁業者にとって包括的な生きる支えとなり得る。	●			●				●	●	
政策調整課	090	市民活動振興助成金	多くの市民の利益の増進につながる市民活動を推進するための市民活動団体の積極的な社会貢献活動への助成	▼幅広い年齢層の社会参加につながり、関係者相互の気付きによる問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	●			●					
	091	町内会活動推進事業	町内会と行政が役割を明確にして、協働のもと地域活動が推進されるための支援を実施	▼町内会活動を推進することで孤立を防ぎながら地域を活性化させ、生きることの包括的支援になり得る。	●			●					
	092	住民組織運営助成金	住民組織の行政協力と会館維持費などの一部を助成	▼住民組織活動を推進し、連帯する地域づくりに資することで、孤立を防ぎながら地域を活性化させ、生きることの包括的支援になり得る。	●			●					

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業・生活困窮者	勤務・経営
政策調整課	093	コミュニティセンター管理事業	各コミュニティセンターの維持・管理	▼活動の拠点を整備することによって、住民活動が円滑に行われることは、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●				
	094	女性行政推進事業	性別による固定的役割分担意識を解消する取り組み	▼性別によって固定的役割分担意識に悩んでいる人に対し、生きることの包括的な支援(自殺対策)になり得る。				●				
	095	町内会街灯設置事業補助金	市内に街灯を設置し、維持する団体に対し補助	▼住民組織による街灯設置を支援し、交通安全及び保安を図るとともに市内の美観を保持することで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●				
	096	公共交通推進事業	公共交通の将来のあり方の調査・検討	▼住民の社会参加が盛んになることで、生きることの包括的な支援(自殺対策)になり得る。	●			●				
学校教育課	097	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用調査研究事業	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を要するSSWを配置し、児童生徒の不登校や問題行動への早期の対応、児童生徒の話し相手・悩み相談の実施、家庭・地域などと学校の連携の支援などを実施	▼悩みや不安・問題などを抱えている児童生徒や家庭への支援を継続するとともに、引き続き家庭・学校・関係機関などと連携しながら取り組んでいけることで、いのちを支える支援になり得る。	●		●	●				
給食センター	098	給食センター運営管理事業	学校給食の調理・施設修繕などを行うための運営事業	▼学校給食を提供することは、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●			
子育て支援課	099	助産施設扶助費	経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対し、助産に係る費用を負担	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●			
	100	家庭児童相談室運営事業	家庭相談員の研修参加及び児童虐待など様々な家庭相談に対する適切な措置を実施	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●			
子育て支援課	101	幼児言語治療教室運営事業	言葉の発達に遅れが疑われる児童に対して個々に応じた指導を実施	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●			
	102	乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業	乳児のいる家庭を訪問し、養育環境の把握及び子育て相談及び情報提供を実施	▼本人と家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●			
	103	未熟児養育医療給付事業	入院することを必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療費を給付	▼給付・助成に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	104	児童手当支給事業	児童手当の支給事務に要する消耗品などの経常的経費	▼受付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	105	児童手当扶助費	中学生までの児童がいる家庭の生活の安定及び児童の健やかな成長を目的に手当を支給	▼受付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	106	子育て支援事業	地域子育て支援拠点として、子育て相談や親子交流の場の提供などを実施	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●			

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遭された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業者生活困窮者	勤務・経営
子育て支援課	107	ファミリーサポートセンター事業	子どもを預かりたい人と預けた人を会員登録し、地域で子育て活動を支援	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●			
	108	母親クラブ活動費補助金	安全対策活動や児童健全育成事業の円滑な実施を図るため、母親クラブの活動を支援する補助金	▼母親クラブの活動を推進することで孤立を防ぎ、問題の早期発見・早期対応への接点になりうる。				●	●			
	109	留守家庭事業	留守家庭児童に適切な生活の場を提供	▼申請に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	110	児童館運営管理事業	児童に遊びを通じての体力増進を図ることや集団・個別活動を通じ、児童の健全育成を図る。	▼育児に関する悩みを相談する機会となり、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●			
	111	障害児養育支援事業	児童センターにおける障がい児の円滑な受入・利用を図る。	▼育児に関する悩みを相談する機会となり、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●			
	112	児童福祉施設(保育所)管理事業	保育所の入退所などの管理に要する事務経費	▼申請に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	113	青少年健全育成事業	次世代を担う青少年の健全育成を図るとともに、青少年健全育成推進員の活動を促進する。	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者などが自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーなど関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●	●			
	114	非行防止事業	青少年の補導に関係のある機関との連携を密にし、有効適切な補導活動を実施	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者などが自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーなど関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●	●			
	115	母子・父子・寡婦自立支援統括事業	母子・父子自立支援員の研修参加及びひとり親家庭などの自立支援に必要な情報提供を実施	▼相談者の中では、生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。				●	●			
	116	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給事務に要する消耗品などの経常的経費	▼受付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
117	児童扶養手当扶助費	ひとり親家庭などに対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じ、児童健全育成を図る。	▼受付に際して、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●				
幼児療育通園センター	118	通園センター運営管理事業	障がいのある子どもに必要な療育を行い、またその保護者に対する相談支援を実施	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●	●			
	119	留萌南部地域幼児療育推進協議会運営費補助金	留萌南部地域3市町の療育関係機関の連携、情報共有及び関係職員に対する研修などを実施	▼当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり、また関係機関の連携強化になり得る。	●			●	●			
生涯学習課	120	PTA研究大会事業	教育の諸問題について認識を深め、PTAの活性化を図るため、研究大会を実施	▼自殺問題などについて講演会を行うことにより、保護者の間で子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができ得る。また、保護者自身が問題を抱えた際の相談先情報提供にも寄与し得る。				●	●			

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	無職・失業者
生涯学習課	121	成人式事業	次代を担う新成人の前途を祝福し、社会人としての自覚を促すために、成人式を実施	▼社会人としての自覚を持つことは、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●			
	122	子どもの体力アップ推進事業	体力向上のためのプログラムを通し、子ども達に運動への興味や、運動能力の向上を目指す。	▼事業を通して、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●			
	123	スポーツ振興助成事業	市内スポーツ関係団体及び個人に対し、スポーツ振興につなげるための活動費を助成	▼スポーツ振興を行うことは、包括的な生きる支えとなり得る。	●			●	●			
	124	温水プール管理事業	温水プールを維持管理し、小学生のプール授業及び夏期休業期間などの一般への開放を実施し、施設の利活用を更に促進させるため、開館時間の延長を試行	▼スポーツ振興を行うことは、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●			
	125	クロスカントリーコース整備事業	クロスカントリースキーにふれる機会をつくり、競技人口の増加などを図るため、コースの整備を実施	▼スポーツ振興を行うことは、包括的な生きる支えとなり得る。				●				
	126	子どもたちの伝統文化体験事業	小学生を対象とした日本の伝統文化についての体験事業の実施(茶道、華道、琴、太鼓など)	▼伝統文化を体験することは、包括的な生きる支えとなり得る。				●	●			
	127	芸術文化振興助成事業	市民団体が自主的に開催し地域の活性化に資する芸術文化事業に対する助成	▼市民が自ら開催する事業への助成は、包括的な生きる支えとなり得る。				●				
	128	出前講座「留萌ふるさと学習」	郷土資料などを持ち込み、解説をしながら実際にモノに触れる体験学習を通して理解を深めてもらう。	▼留萌の歴史や生き立ちを学ぶことは、先人の生活を顧みることができることから、包括的な生きる支えとなり得る。				●				
	129	中央公民館等整備事業	留萌市社会教育施設維持管理計画に基づき、計画的な施設整備を実施	▼社会教育の場の提供は、包括的な生きる支えとなり得る。				●				
	130	図書館整備事業	留萌市社会教育施設維持管理計画に基づき、計画的な施設整備を実施	▼社会教育の場の提供は、包括的な生きる支えとなり得る。				●				
環境保全課	131	環境美化事業	地域の環境美化(町内清掃)推進事業	▼町内清掃の実施により、地域住民相互の対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●				
建築住宅課	132	市営住宅管理事業	老朽化住宅の住戸改善及び用途廃止の事業を推進し、団地の集約化を継続的に進めるとともに、管理戸数の適正化及び入居率の向上を推進する。	▼生活の基盤となる住宅を整備し、高齢者や障がい者、生活困窮者などからの相談を受けることで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。				●		●	●	
上下水道課	133	水道事業	水道給水に関する事務	▼水道料金などの納付相談に際して、当事者や家族などと対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●	●	●
都市整備課	134	除雪対策事業	市道の除排雪に係る人件費や委託料などの経費	▼就労支援につながり、包括的な生きる支えとなり得る。				●			●	●

生きる支援関連施策一覧

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワーク強化
- 2 人材育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援(居場所づくり・自殺未遂者支援・遺された人への支援)
- 5 子ども・若者対策

<重点施策>

- 6 高齢者
- 7 無職・失業・生活困窮者
- 8 勤務・経営

担当課	No	事業名(実施計画)	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	1	2	3	4	5	6	7	8
					ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	無職・失業者生活困窮者	勤務・経営
都市整備課	135	公園管理事業	各公園及び街路樹の環境整備や維持管理に係る経費	▼公園等環境を整備することで地域コミュニティが盛んになり、生きることの包括的な支援につながったり、地域住民の問題の早期発見・早期対応につながる。				●				
総務課	136	交通安全推進事業	市民の交通安全の確保と意識啓発活動	▼自殺事案の発生や可能性などがないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをとり得る。	●			●				
税務課	137	市税等の徴収事務	市税などの納税相談	▼市税などの納税相談において、当事者や家族などと対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●			●		●	●	●

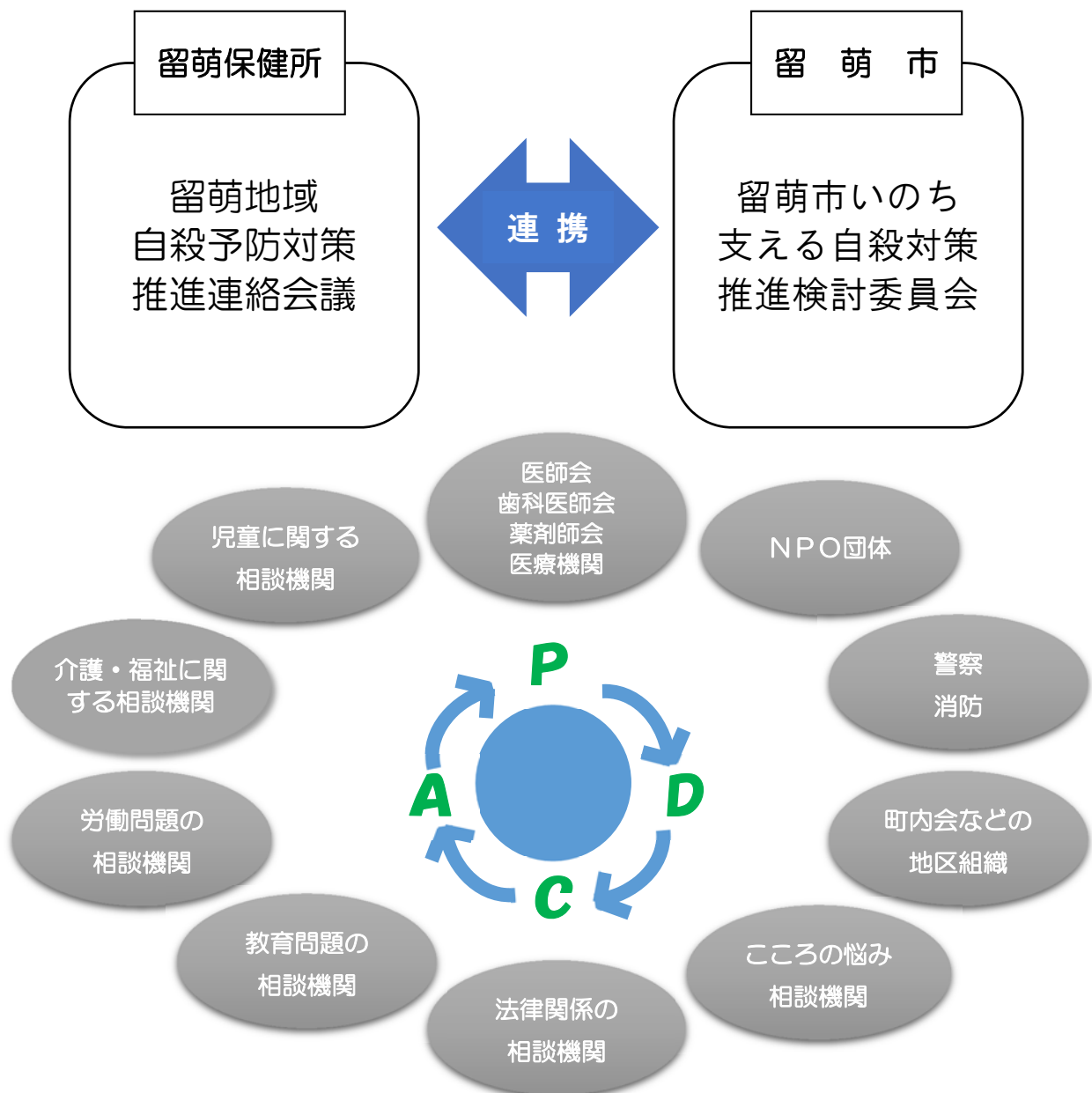
IV 自殺対策の推進体制など

IV—1 自殺対策組織の関係図

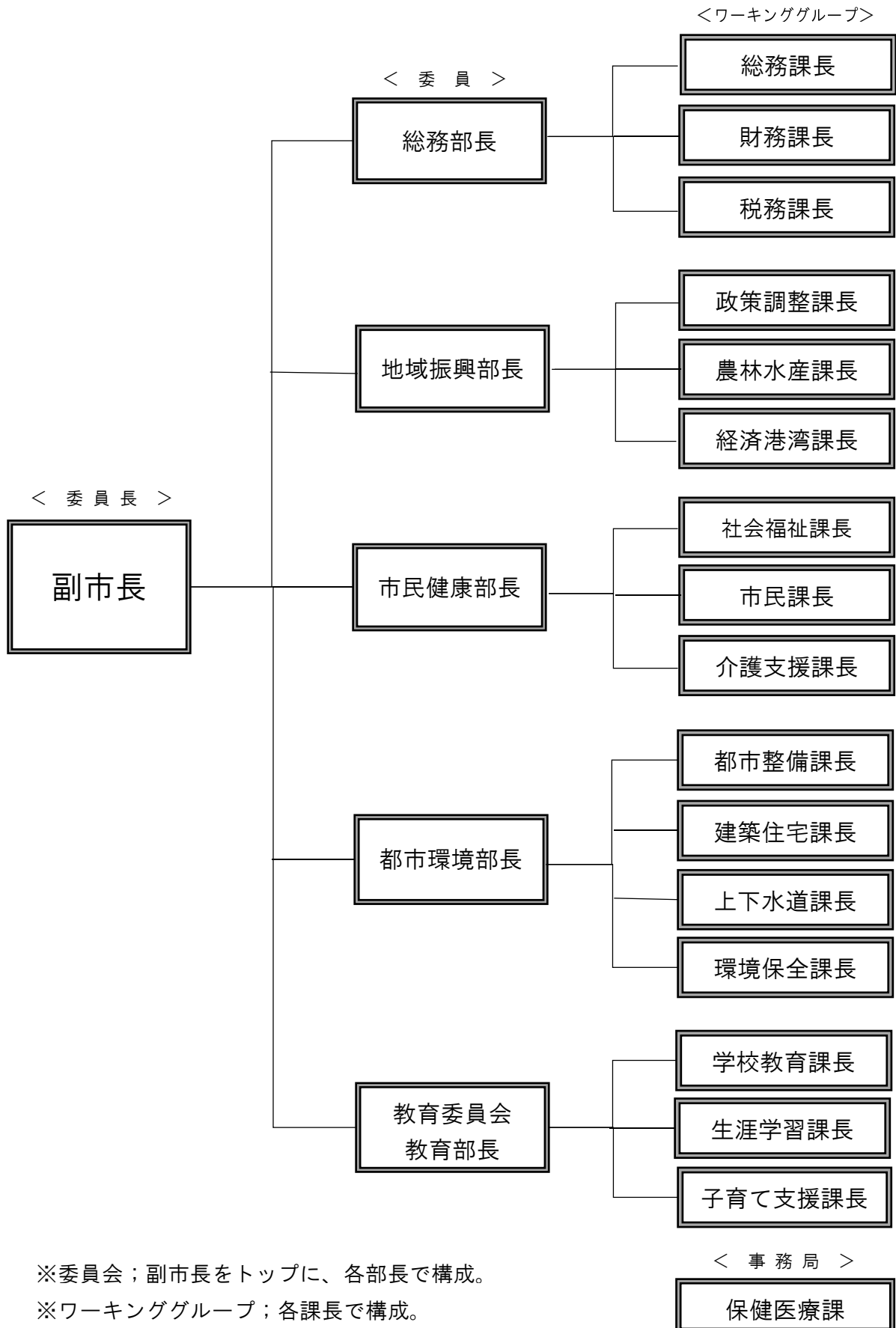
自殺対策について、「留萌市いのち支える自殺対策推進検討委員会」を設置し、庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、留萌保健所が主催する留萌地域自殺予防対策推進連絡会議などにおいて、関係機関などとの連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。

本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、留萌市いのち支える自殺対策推進検討委員会においてPDCAサイクルによる評価を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



「留萌市いのち支える自殺対策推進検討委員会」



※委員会；副市長をトップに、各部長で構成。

※ワーキンググループ；各課長で構成。

V 資料編

【資料1】いのち支える庁内連携

平成29年末に自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室から示された留萌市における地域自殺実態プロフィールでは、何らかの原因で職を失い自殺に至っているケースが多くあります。

もし、これらの者が、適切な時期に、適切な相談を行うことができれば自殺に至らなかったのかもしれない。

市役所の窓口に来た市民の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したらよいか分からない人、相談ごとをたくさん抱えている人など様々な人がいます。

庁内の横の連携で、そのような市民を支援していく仕組みが必要です。

1) 連携の方法

ア 次の窓口を紹介する

次の窓口を紹介すれば自分で次の窓口に行くことができ、説明も自分で適切にできる方の場合は、相談を受けた職員が次の窓口を紹介します。

イ 紹介状「つなぐ」シートで紹介する

紹介状があれば自分で相談先の窓口に出かけることはできるが、相談したいこと、困っていることなどの相談内容を自分で相談員にうまく説明するのが難しい方の場合は、「つなぐ」シートで紹介します。

ウ 一人で相談窓口に行くことができない場合

上記ア、イの紹介方法でも一人で相談窓口に行くことができない場合、適切な窓口の職員と連携を取りながら対応します。

「つなぐ」シート

相談申込・受付標

ID		※初回 相談受付日	年 月 日	受付者	
----	--	--------------	-------	-----	--

■基本情報 ※太枠欄は必ずご記入ください。

相談支援の検討・実施などにあたり、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。					
署名欄					
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()		
氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)		
住所	〒 -				
電話	自宅		携帯		
来談者 注)ご本人以外 の場合に記入 してくださ い。	氏名		ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続 柄: ()) <input type="checkbox"/> その他(())	
	住所				
	電話 (自宅)		電話 (携帯)		

■ご相談の内容(お困りのこと)

※ご相談されたい内容に○をおつけください。ご相談されたいことが複数の場合は、全て○をし、一番お困りのことには◎をおつけください。					
	仕事探し、就職について		収入・生活費のこと		仕事上の不安トラブル
	家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金などの支払いについて		債務について
	資金の貸付について		住まいについて		病気や健康に関すること
	こころの問題に関すること		食べるものがない		家計全般に関すること
	介護に関すること		子育てに関すること		ひきこもり・不登校
	家族関係・人間関係		地域との関係について		DV・虐待について
	その他()				
※ご相談されたいことを具体的に書いてください。ご支援にあたっての希望もあればお書きください。					

(初回相談受付部署)

相談内容・概要	相談受付日	月	日()	部署名	担当者	
	※初回部署は記入不要					
	相談済の部署	<input type="checkbox"/> 仕事()	<input type="checkbox"/> 多重債務()	<input type="checkbox"/> 健康・生活()		
		<input type="checkbox"/> 介護()	<input type="checkbox"/> 子育て()	<input type="checkbox"/> その他()		
<今回の対応> 						



※他の部署への相談が必要な場合のみ次項へ

相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事()	<input type="checkbox"/> 多重債務()	<input type="checkbox"/> 健康・生活()
	<input type="checkbox"/> 介護()	<input type="checkbox"/> 子育て()	<input type="checkbox"/> その他()



紹介先①	予約日時		同行 有・無
	課 係 担当者		
	名称	担当者	
	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日() 部署名	担当者
	相談済みの部署	<input type="checkbox"/> 仕事() <input type="checkbox"/> 多重債務() <input type="checkbox"/> 生活()
		<input type="checkbox"/> 介護() <input type="checkbox"/> 子育て() <input type="checkbox"/> その他()
	<今回の対応>	
	当課の継続相談 有・無	

(保健医療課回付日 年 月 日)



相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事()	<input type="checkbox"/> 多重債務()	<input type="checkbox"/> 健康・生活()
	<input type="checkbox"/> 介護()	<input type="checkbox"/> 子育て()	<input type="checkbox"/> その他()



紹介先②	予約日時		同行 有・無
	課 係 担当者		
	名称	担当者	
	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日() 部署名	担当者
	相談済みの部署	<input type="checkbox"/> 仕事() <input type="checkbox"/> 多重債務() <input type="checkbox"/> 生活()
		<input type="checkbox"/> 介護() <input type="checkbox"/> 子育て() <input type="checkbox"/> その他()
	<今回の対応>	
	当課の継続相談 有・無	

(保健医療課回付日 年 月 日)

【資料2】 留萌市いのち支える自殺対策推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、留萌市いのち支える自殺対策推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会にワーキンググループ（以下「グループ」という。）を置く。

- 2 グループは、第2条各号に掲げる委員会の所掌事項について検討を行い、委員会に報告する。
- 3 グループは、グループリーダー及びグループメンバーをもって組織する。
- 4 グループリーダーは、保健医療課長をもって充て、必要に応じてグループを招集し、これを主宰する。
- 5 グループメンバーは、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 6 グループリーダーは、前項に定めるグループメンバーのほか、必要と認めるときは臨時のグループメンバーを指名することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健医療課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

別表1（第3条関係）

総務部長
地域振興部長
市民健康部長
都市環境部長
教育委員会教育部長

別表2（第5条関係）

総務部総務課長
総務部財務課長
総務部税務課長
地域振興部政策調整課長
地域振興部農林水産課長
地域振興部経済港湾課長
市民健康部社会福祉課長
市民健康部市民課長
市民健康部介護支援課長
都市環境部都市整備課長
都市環境部建築住宅課長
都市環境部上下水道課長
都市環境部環境保全課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会子育て支援課長

【資料3】 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病につ

いての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。